令和５年度　茨城県高等学校等奨学生募集要項

茨城県教育委員会

茨城県教育委員会では、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な高校生を対象として、奨学生を次のとおり募集いたします。

≪御確認いただきたいこと≫
当奨学資金は、単年度採用の方式をとっているため、**昨年度貸与を受けていた方についても、本年度再度申請し、採用されないと貸与を受けることができません。**
昨年度に引き続き貸与を希望される方は、忘れずに申請してください。
また、高等学校等の担当者におかれましては、昨年度の貸与者に貸与意志の有無等につきまして確認いただくようお願いいたします。

第１　募集概要

１　募集対象

高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在学する者

２　申請資格

次の(1)から(4)までのすべてに該当する者であること。

(1)　対象者
保護者が県内に在住し、高等学校等に在学する者

(2)　家計基準
次のアからウまでのいずれかに該当すること。
ア　生活保護法による保護を受けている
イ　世帯の構成員が、地方税法第295条第１項の規定により市町村民税を非課税とされ、又は同法第323条第１項の規定により市町村民税を減免されている
ウ　世帯の全収入が生活保護基準額の1.5倍以下である（５頁参照）

(3)　学業成績
勉学意欲がある者（２頁・５(2)参照）

(4)　他の奨学金との併給の禁止
日本学生支援機構による奨学金、母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金、茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金、茨城県育英奨学資金の貸与を受けていない者（※申請時の併願は可能）

３　貸与月額、募集人員及び貸与期間

(1)　貸与月額、募集人員

区　　分		貸与月額	募集人員
国公立	自 宅 通 学	18,000 円	85 人程度
	自宅外通学	23,000 円	
私　立	自 宅 通 学	30,000 円	
	自宅外通学	35,000 円	

(2)　貸与期間
正規の最短修業年限の終期までとします。
ただし、今回の申請で貸与を受けられるのは、令和５年４月から令和６年３月分までなので、令和６年度以降も貸与を希望する場合は改めて申請が必要です。

4　貸与利息、貸与方法

(1)　貸付利率

無利子

(2)　貸与方法

年３回にわけて申し出の金融機関（ゆうちょ銀行含）の奨学生の預金口座へ振込み。

（振込予定）第１回目　令和５年９月29日（金）（４月～９月分）

第２回目　令和５年11月30日（木）（10月～12月分）

第３回目　令和６年１月31日（水）（１月～３月分）

5　申請手続

(1)　申請者は、奨学資金貸与申請書に必要事項を記入のうえ、必要関係書類等を添付し、在学している学校に提出してください。

(2)　各学校は、勉学意欲があり、高等学校等を確実に卒業できる見込みがあると学校長が認める者を推薦してください。

各学校は、申請書類の提出に当たっては、添付書類を確認するとともに、記入事項を確かめ、茨城県教育庁学校教育部高校教育課あて提出してください。

6　提出書類

(1)　奨学資金貸与申請書（**申請者本人が作成**）

(2)　その他添付書類（申請者が添付・４頁を参照）

(3)　口座振込依頼書（申請者が作成・**預金通帳又はキャッシュカードの写しを添付**）

(4)　茨城県高等学校等奨学生申請者一覧（学校担当者が作成）

7　茨城県教育委員会への提出期限

令和５年６月22日（木）（学校からの提出先は茨城県教育庁学校教育部高校教育課）

※申請書は、各学校を通して提出してください。申請者が学校へ提出する期限は、各学校が定めていますので注意してください。

8　奨学生の採用決定

奨学生選考委員会の審査を経て採否を決定し、在学している学校を通じて本人に通知します。（８月頃通知予定です。）

9　奨学資金の返還

(1)　返還について

・ **奨学資金は貸与ですので、貸与終了後は必ず返還しなければなりません。**

返還は、貸与終了月から６か月据置き後、**20年以内に半年賦又は年賦による返還**とします。県から送付される納入通知書により、銀行窓口又はコンビニエンスストア等から返還してください。

・ 奨学金の貸与が終了したときは返還する金額を確認し、「奨学資金借用証書」及び「奨学資金返還計画書」を本人・連帯保証人２名（内１名は別生計の者）と連署（印鑑登録証明書を添付）のうえ、県へ提出することとなります。

(2)　返還の猶予

次のいずれかに該当するときは、本人の申請により返還を猶予することができます。

ア　高等学校又は大学等に在学しているとき

イ　卒業後に災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない事由によって返還が困難になったと認められるとき

(3)　返還免除

次のいずれかに該当するときは、返還未済額の全部又は一部の返還を免除することがあります。

ア　本人が死亡したとき

イ　本人が精神若しくは身体に著しい障害を受けたことにより奨学資金を返還することができなくなったと認められるとき

(4)　標準的な返還例

＜事例１＞１年間のみ奨学金の貸与を受け、20年間半年賦で返還する場合

区　　分		貸与月額	貸与月数	貸与総額	返還半年賦額	返還回数
国公立	自　宅	18,000 円	12 月	216,000 円	5,400 円	40 回
	自宅外	23,000 円	12 月	276,000 円	6,900 円	40 回
私　立	自　宅	30,000 円	12 月	360,000 円	9,000 円	40 回
	自宅外	35,000 円	12 月	420,000 円	10,500 円	40 回

＜事例２＞１年間のみ奨学金の貸与を受け、20年間年賦で返還する場合

区　　分		貸与月額	貸与月数	貸与総額	返還年賦額	返還回数
国公立	自　宅	18,000 円	12 月	216,000 円	10,800 円	20 回
	自宅外	23,000 円	12 月	276,000 円	13,800 円	20 回
私　立	自　宅	30,000 円	12 月	360,000 円	18,000 円	20 回
	自宅外	35,000 円	12 月	420,000 円	21,000 円	20 回

10　貸与の打ち切り・停止等

(1)　打ち切り

次のいずれかに該当するときは、その該当するに至った日の属する月の翌月分から奨学資金の貸与を打ち切ります。

ア　辞退したとき

イ　死亡又は退学したとき

ウ　保護者が県外に転居したとき

エ　その他奨学生として適当でないと認められるとき

※　卒業したとき又は上記事由により奨学金の貸与が打ち切りとなったときは、「奨学資金借用証書」及び「奨学資金返還計画書」を必ず提出すること。

(2)　停止

休学したときは、休学した日の属する月の翌月から復学した日の属する月の前月まで貸与を停止します。

11　生活保護世帯の方が奨学金をご利用になる際の注意点

高等学校等就学費の給付を受けている場合、給付対象外の経費や給付でまかないきれない最低限度の費用のみ奨学金の貸与を受けることができます。奨学金の額が必要最少限度と認められない場合、収入とみなされ生活保護費が減額となる可能性があります。必要最低限の額については管轄の福祉事務所にご確認ください。奨学金の貸与額の減額については、下記担当までお問合わせください。

12　問合せ・提出先

〒310－8588　水戸市笠原町 978 番６　茨城県教育庁学校教育部高校教育課

管理担当　榧場（かやば）　電話　０２９－３０１－５２４５

第２　添付書類

※　留意事項

・　以下の添付書類がない場合、判定材料を欠くものとして不採用となり、又は特別控除の対象となりません。

　添付資料がＡ４判以外の場合、Ａ４判の用紙に貼り付けて提出してください。

１　生活保護法に基づく保護を受けている場合・・・福祉事務所長の証明書のみ

２　１以外の場合・・・世帯全員の所得に関する証明書

(1)　会社員など給与所得者の場合	源泉徴収票の写し（令和４年分）又は 市町村発行の「所得証明書」
(2)　自営業など給与所得者以外の場合	確定申告書（第１表・第２表）の写し （令和４年分）
(3)　その他	年金を受給している場合は証書の写し等金額の分かる書類

※　前年の中途又は当年新たに就職、転職（開業・転業を含む。）等している場合

①給与所得者の場合	直近の給与明細書及び新規勤務先作成の年間収入見込算出表（申請時現在の月収及び賞与等を考慮のうえ年収を推算してください。）
②給与所得者以外の場合	収入から必要経費を控除して所得を推算したもの（様式任意）

※　奨学資金貸与申請書の年収欄には、次の金額を記入してください（千円未満切捨て）。

(1)　給与所得者の場合	源泉徴収票の「支払金額」
(2)　給与所得者以外の場合	確定申告書又は所得証明書の「所得金額」

３　諸証明書（次に該当する場合）

(1)　居住する住居が借家若しくは借間であって、家賃等を支払っている場合	賃貸借契約書等の写し又は、家賃等の支払いが証明できる書類の写し
(2)　障害のある人がいる世帯	①障害者等級表の１級、２級、３級に該当する障害：障害者手帳の写し ②国民年金法施行令別表の１級、２級に該当する障害：国民年金証書の写し
(3)　主たる家計支持者の市町村民税が非課税又は減免されている場合	非課税証明書
(4)　医療費の支出がある場合	令和４年分医療費支出の実費額がわかる領収書の写し
(5)　居宅介護等の支出がある世帯	令和４年分介護費支出の実費額が分かる領収書の写し
※　令和４年の中途又は当年から新たに介護費支出が見込まれる場合	令和５年分の介護費支出を証明できる書類の写し

４　自宅外貸与月額を希望する場合

自宅外貸与月額を希望する場合は、次のいずれかの証明書を添付してください（自宅外を希望しない場合は添付不要）。

ア　アパート・下宿・学生寮等の賃貸契約書の写し又は家主の証明書

イ　本人の住民票（新住所後に移動のもの）

※　奨学資金貸与申請書の**左上の欄に「自宅外希望」と朱書き**してください。

第３　家計基準について

家計基準については、世帯の全収入が生活保護基準のおおむね1.5倍以下であるときとし、その世帯人員の認定、家族の全収入額の算定については次のとおりです。

なお、収入判定については茨城県教育委員会が行いますが「３貸与対象となる収入の目安」におおむねの基準を示しています。

１　世帯人員の認定

世帯人員の認定（申込時の状態で行うものとする。）は次によります。

(1)　同居・別居を問わず、本人と生計を一にしている家族は同一世帯員とします。

(2)　同一の住居に居住している家族は、原則として同一世帯員とします。

(3)　次の場合は、同一の住居に居住していなくても、同一世帯員とします。

ア　主たる家計支持者が出稼ぎ又は勤務地の関係で別居しているとき

イ　就学又は病気療養等のため一時別居しているとき

ウ　主として扶養している別居の祖父母

エ　その他上記のいずれかと同様の状態にあるとき

(4)　別居独立している兄弟姉妹及び生計を一にしない別居の祖父母が記入されている場合は、同一世帯としません。

(5)　事情により家庭（両親又は家族）と絶縁状態及びそれに準ずるような場合は、本人を独立生計者として取り扱います。この場合「奨学資金貸与希望理由」欄に本人の家庭（両親又は家族）から送金されていない事情等を必ず記入してください。

２　世帯の全収入額の算定

申請者が、次により世帯全員の収入を申請書に記入し、各学校が、その記入内容を確認します。

(1)　給与収入（収入額で判定）

源泉徴収票の支払金額(市町村発行の所得証明及び確定申告書の場合は、給与収入金額)とします。

〔給与収入の範囲〕

・給料・賃金（賞与を含む）

・専従者給与（白色申告を含む）

・年金

・傷病手当金・失業給付金・生活保護法による扶助費

※ 退職手当については一時所得と見なし、給与収入の範囲には入りません。

(2)　自営業など給与以外の収入

確定申告書の必要経費を差し引いた金額（市町村発行の所得証明の場合は、所得金額）とします。

※ 上記、(1) 又は (2)の収入額から医療費支出の実費額と介護費支出の実費額を差し引いた金額が世帯の全収入額になります。

3　貸与対象となる収入の目安

基準額以下の収入の世帯が、貸与対象となります。「給与収入」と「給与以外の収入」では、基準額が異なりますので、注意してください。

※ 世帯収入が「給与収入」と「給与以外の収入」の双方ある場合、給与収入を下記①の表で所得額に換算し、給与以外の収入と合算した所得額で判定します。

(1)　世帯人数別金額の目安（年額）

（単位：千円）

	世帯人数（本人を含む）					
	１人	２人	３人	４人	５人	６人
収入基準額表（給与収入）	1,660	2,689	3,561	4,392	5,187	6,105
収入基準額表（給与以外の収入）	994	1,702	2,312	2,971	3,608	4,344
	世帯人数（本人を含む）					
	７人	８人	９人	10人	11人	12人
収入基準額表（給与収入）	6,951	7,792	8,629	9,467	10,305	11,142
収入基準額表（給与以外の収入）	5,056	5,813	6,567	7,320	8,090	8,885

表①　給与収入以外の収入基準額算定表

区　　分	計 算 式	
1円 ～ 650,999円	0円	
651,000円 ～ 1,618,999円	給与収入額－650,000円	
1,619,000円 ～ 1,619,999円	969,000円	
1,620,000円 ～ 1,621,999円	970,000円	
1,622,000円 ～ 1,623,999円	972,000円	
1,624,000円 ～ 1,627,999円	974,000円	
1,628,000円 ～ 1,799,999円	給与収入額÷4で千円未満切り捨て（算出金額Ａ）	Ａ×４×60％
1,800,000円 ～ 3,599,999円		Ａ×４×70％－180,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円		Ａ×４×80％－540,000円
6,600,000円 ～ 9,999,999円	給与収入額×90％－1,200,000円	
10,000,000円 ～	給与収入額×95％－1,700,000円	

(2)　加算額の目安（年額）

（単位：千円）

区　分	金額	要件
教育扶助	４７	小学生１人につき
	９２	中学生１人につき
住宅扶助	２３４	家賃を払っている場合
障害者加算	４４９	障害程度等級表１級、２級、又は国民年金法施行令別表１級該当
	３００	障害程度等級表３級、又は国民年金施行令別表２級該当
母（父）子加算	３１４	父母の一方又は両方が欠けている世帯
高等学校等就学費	９６	高校生１人につき（本人は除く）

※　障害者加算及び母（父）子加算については、同一の者が２以上の加算事由に該当する場合は、いずれかもっとも高い加算額のみ加算します。

４　判定方法

「２世帯の全収入額(５頁参照)」が「３(1)世帯人数別金額の目安（６頁参照）」と上記「３(2)加算額の目安」を足した金額を下回っていれば、家計基準を満たしていると判定します。

５　計算例

＜４人世帯（父・母・小学生・高校生）の場合＞

①世帯の全収入の合計額を計算します。【給与収入の事例】

⇒3,100,000円（父の収入：2,300,000円、母の収入　800,0000円）

②合計所得基準額を計算します。

⇒収入基準額表（６頁）を確認します。

４人世帯（給与収入）：4,392,000円・・・ア

加算額(７頁)を確認します。（家庭の状況により該当があれば加算します。）

教育扶助（小学生）　：　47,000円・・・イ

合計所得基準額は,ア＋イで4,439,000円です。

③①世帯の全収入と②合計所得基準額を比較します。

世帯の全収入額3,100,000円　＜　合計所得金額4,439,000円

※合計所得基準額より世帯の全収入の合計額が下回っているので所得基準内と判定し申請可能です。

６　その他

採用に当たって、世帯の収入状況等を把握するため、必要な書類の提出を求めることがあります。

様式第１号（第４条関係）

記　入　例　　茨城県教育委員会

奨学資金貸与申請書

申請者（本人）	学校名	茨城県立〇〇高等学校	学科	全日制・定時制・通信制　普通科	学年	第　１学年
	氏名 生年月日	ふりがな　いばらき　たろう 茨城　太郎	生年月日 平成〇〇年〇月〇〇日		年齢 満　１５　歳	
	現住所	茨城県水戸市笠原町〇〇〇－〇〇 （電話番号　０２９　－　３０１　－　〇〇〇〇			自宅内外の別 自宅内・自宅外	
保護者	氏名	ふりがな　いばらき　いちろう 茨城　一郎			続柄 本人の（父）	
	現住所	茨城県水戸市笠原町〇〇〇－〇〇 （電話番号　０２９　－　３０１　－　〇〇〇〇　）				
貸与希望月額区分		※該当する区分を〇で囲んでください。 国公立自宅・国公立自宅外・私立自宅・私立自宅外				

本人及び家族の状況

続柄	氏名	年齢	職業	勤務先（学校名）	年収（税込）	過去における当奨学資金貸与の有無
父	茨城　一郎	46	会社員	〇〇株式会社	2,300,000円	
母	茨城　花子	41	パート	株式会社□□	800,000円	
本人	茨城　太郎	15	高校生	茨城県立〇〇高等学校	0円	有・無
弟	茨城　次郎	12	小学生	水戸市立△△小学校	0円	有・無
					円	有・無
					円	有・無
					円	有・無
					円	有・無
合計	（　４人）				3,000,000円	

※上記の表は，収入がある者が２種類以上（給与収入，事業収入等）の収入がある場合には，２段書きで記入してください。

家族の中に小・中学校並びに高等学校へ就学している者がいる世帯	☑小学生（１人）　□中学生（　人）　□高校生（　人）（本人を除く）	
家賃を払っている世帯	□該当	※賃貸契約書の写し又は，家賃の支払いが証明できるものの写しを添付
家族の中に障害者がいる世帯	□該当　（　人）	※該当する者の障害者手帳の写しを添付
母（父）子世帯	□該当	
医療費・居宅介護等の支出がある世帯	□あり（　円）	※医療費支出・居宅介護等支出の実費額が分かる領収書を添付

他制度との併願状況	※次の制度と併願している場合，チェックしてください。 ☐日本学生支援機構奨学金　☐母子・父子・寡婦福祉資金修学資金　☐定時制通信制高等学校修学奨励資金 ☑茨城県育英奨学資金
奨学資金貸与希望理由	（詳しく記入してください。）

※県教育委員会記入欄	整理番号		決定番号		決定年月日	年　月　日

以上のとおり記載に相違ありません。

茨城県高等学校等奨学生として奨学資金の貸与を受けたいので申請します。

※申請者本人が自書してくださ

令和〇年 〇月〇日

ふりがな　いばらき　たろう

申請者（本人）氏　名　茨城　太郎

現住所　水戸市笠原町〇〇〇－〇〇

私は、上記申請者が奨学生として採用された場合には、その連帯保証人として奨学資金の貸与及び償還その他の義務について申請者本人と連帯して責任を負います。

※連帯保証人本人が自書してください。

ふりがな　いばらき　いちろう

連帯保証人　氏　名　茨城　一郎

現住所　水戸市笠原町〇〇〇－〇〇

申請者との続柄（　父　）

茨城県教育委員会教育長　殿

上記の者は、勉学意欲があり、かつ、学資の支弁が困難であると認められるので、必要な書類を添付のうえ提出します。

令和〇年 〇月〇日

学校長　茨城県立〇〇高等学校長

茨城県教育委員会教育長　殿

（記載上の注意）

1　「小・中学校並びに高等学校へ就学している者」には、義務教育学校、中等教育学校並びに特別支援学校に在学している者を含むものとし、それぞれ在学している課程に応じて小学生、中学生又は高校生として人数を記入すること。

2　「奨学資金希望理由」は、具体的かつ詳細に記入すること。

3　連帯保証人は、独立の生計を営む父母兄姉又はこれに代わる者（本人が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人）で、将来奨学資金返還の責任を本人と連帯して負うことができる者であること。
　なお、出願の際は連帯保証人１人でよいが奨学生として採用されたときは、更に同様な別の連帯保証人１人を要するからあらかじめ考慮しておくこと。

4　所定欄に記入のないものは、判定材料を欠くものとして不採用とすることがある。

（高等学校等奨学資金用）　　記　入　例

ゆうちょ銀行の場合も、金融期間コード（9900）及び支店コード（３桁）が割り振られています。

口 座 振 込 依 頼 書

振込先金融機関		金融機関コード（４桁） １２３４	支店コード（３桁） ００７
		〇〇　銀行・金庫・組合　△△　支店	
振込口座	預金種別	普通預金	
	口座番号	１２３４５６７　（７桁）	
	フリガナ	イバラキ　タロウ	
	口座名義	（生徒本人）　茨　城　太　郎	

茨城県から私に貸与される茨城県高等学校等奨学資金貸与条例に係る奨学金は、上記の口座に振り込んでください。

令和〇年〇月〇日

学校名称　茨城県立〇〇高等学校

学校　TEL　０２９－×××－△△△△

自宅住所　〒３１０－〇〇〇〇

水戸市〇〇１－２－３

自宅 TEL　０２９－３０１－〇〇〇〇

保護者氏名　茨城　一郎

生徒氏名　茨城　太郎

茨城県教育委員会教育長　殿

注１　**振替口座は，必ず本人名義の口座を指定してください。**

注２　口座に変更がある場合は必ず速やかに届け出ること。

注３　**預金通帳又はキャッシュカードの写しを添付してください。**

注４　間違いがないか十分に確認してください（特に口座番号）。

必ず**普通預金口座を指定してください。**